

◆ 投稿論文 ◆

クリントン政権期における2つの税制改正と「中間層」
——近年の租税支出に対する評価を踏まえて——

茂 住 政一郎 (横浜国立大学)

はじめに

これまで、アメリカ財政の特質として、租税支出を通じて社会給付を行う「隠れた福祉国家」としての側面がしばしば指摘されてきた(Howard [1997])。しかし近年、この租税支出は、富裕層に最も多く利益を与えていること(CBO [2013])、低所得層向けの政府事業に利用可能な財源を食い潰し、国家の役割を人々の視界から覆い隠す、「水没した国家」化の要因であることが指摘されてきた(Mettler [2011])。他方、アメリカ財政の租税支出への依存は、①連邦税制の複雑化、②特定の利害集団に対する利益の、直接的な公共サービスを犠牲にする形での提供、③租税支出を利用した租税回避、納税者間の相互不信、税制と連邦財政に対する納税者の不信感の高まりにつながっていることが指摘されてきた(Mettler [2018] Williamson [2018])。そして、昨今、以上の連邦財政の状況と、貧困や所得格差の拡大、中間層の困窮化と生活不安の高まり、中間層の一般的な生活様式の実現の困難との関連が問われている(Putnam [2015])。以上のことは、租税支出への依存が、財源調達と直接給付の困難、税制の逆再分配制度化、国家と財政に対する人々の信頼の低下をもたらした可能性を示しているのである。

この租税支出が政治的に好まれ、積極的に活用された時期と評価されているのが、1990年代のクリントン政権期である(McCabe [2018] Steuerle [2008])。当該期には、二つの大きな税制改正が実施された。まず、1993年包括予算調整法(OBRA93)の下、個人・法人所得税率引き上げ、ガソリン増税、

法人の費用控除等の租税優遇措置縮減、社会保障給付課税拡大といった増税措置と、勤労所得税額控除(EITC)等の租税支出拡充を組み合わせた増税が行われた。次に、1997年納税者救済法(TRA97)では、児童税額控除及び高等教育費用控除の導入、貯蓄促進目的の租税優遇措置、キャピタルゲイン減税等の租税支出拡大を中心とした減税が行われた。以上の税制改正について、一方では、OBRA93が連邦税制の累進性と財源調達能力を高めたものの、中間層と富裕層の反発を招いたこと、その文脈で行われたTRA97は、穏当な中間層減税の実施という、1996年選挙におけるクリントンと共和党双方の公約を実現したものと評価されてきた(Brownlee [2016] Bartlett [2012] Steuerle [2008])。他方、この二つの税制改正以降、直接的な福祉であるAFDCやTANFの給付額を、EITCと児童税額控除が上回った(Steuerle [2008: 44])。そのため、OBRA93やTRA97による租税支出の拡大は、共和党が歳出削減を要求する中で、納税者への利益提供に成功したものと評価されてきたのである(McCabe [2018] Ippolito [2012] Morgan [2009])。

クリントン政権期は、財政健全化の取り組みが行われた時期でもあった。OBRA93や1996年福祉改革法、1997年均衡予算法(BBA97)などは、その象徴として言及される。この観点からOBRA93とTRA97に言及する先行研究では、OBRA93が増税と歳出抑制を通じて財政再建に寄与したと評価される一方、TRA97の評価はほぼ等閑に付されてきたのである(Brownlee [2015] Thorndike [2015] 吉弘 [2013] 渡瀬 [2012] 河音 [2006] 片山 [2003] 待鳥 [2003])。

以上の先行研究の評価に対して、本稿の論

点は、第一に、なぜ中間層や富裕層の反発を惹起するような形でOBRA93が成立し、TRA97へと至ったのかという歴史的な文脈、第二に、今日のアメリカ財政の特質と社会的状況、OBRA93とTRA97の政策決定過程とその結果との関連から見た、当該期の税制改正に対する評価である。以上の論点について、本稿では、まず、クリントン政権以前の共和党政権による財政運営の政治的・社会的影響を検討する。次に、その状況下で、クリントン政権が誰を受益者や負担者と想定し、いかなる文脈の下で二つの税制改正を考案したのか明らかにする。そして、これら二つの点と税制改正の結果、議員、政権、及び国民の税制改正に対する評価との関連から、クリントン政権期の税制改正の評価を試みていくこととする。

その際、本稿では、OBRA93とTRA97が「中間層」を含めた各所得階層の租税負担に与えた影響を考察する。アメリカの中間層を対象とした研究では、おおよそ共通して、①中位所得の上下一定程度の中所得層、②熟練した能力や技術、知識を必要とする専門職や事務職、サービス業従事者、事業主であることが中間層の条件とされ、時期によって、住宅所有の状況や教育水準が加味される(Gilbert [2014] Leicht and Fitzgerald [2014])。しかし、①の中所得層の範囲について、一致した見解は見られない¹⁾。また、アメリカ国内において、中間層の一致した定義や政府公式の定義が存在せず、人々の間での中間層の定義は極めて主観的で、一致した見解が存在しないこと(Cashell [2007])、中所得層の大半の人々が自身を中間層と捉えていることが指摘されている(OECD [2019])。そのため、本稿では、OECD [2019]に便宜上従い、中位所得75-100%の範囲を下位中所得層、100-150%を中所得層、150-200%を上位中所得層とし、この三つの所得階層をまとめて「全中所得層」と呼ぶ。そして、以上の範囲を中間層の属する所得階層と定義する²⁾。その上で、税制改正が成立した年の中位所得に従って、各税制改正の評価を行うこととする。

1. レーガン・ブッシュ政権の財政運営と「中間層の危機」

ロナルド・レーガン(Ronald Reagan)政権の下で行われた1981年経済再生租税法(ERTA)は、個人・法人所得税率の大幅引き下げ、高所得層・法人向け租税優遇措置拡充を実施したものの、景気後退及び軍事費増大と相まって、巨額の連邦財政赤字を生み出した。この状況に対応するためレーガン政権は、1982年租税の公平性及び財政責任法、1984年赤字削減法で、税の「抜け穴」を廃止・縮小し、課税ベースを拡大させる形の増税を、1983年には社会保障増税を行なった。1985年グラム・ラドマン・ホリングス法を中心とした歳出削減の取り組みは、社会保障を中心とした義務的経費、教育、インフラ整備、職業訓練、福祉といった国内向け裁量的経費の規模を縮小させた。さらに、以上の財政健全化の流れと異なり、1986年税制改正法では、非常に多くの富裕層・法人向け租税優遇措置の廃止・縮小と大規模な税率引き下げ、個人所得税の大幅な累進緩和、EITCや標準控除等の維持・拡大が行われたのである³⁾。

レーガンに続く大統領、ジョージ・ブッシュ(George H. W. Bush)は、1988年の大統領選挙時、増税実施の可能性を否定していた。しかし、1990年包括予算調整法(OBRA90)では、メディケアを中心とした義務的経費及び軍事費を中心とした裁量的経費削減の一方、個人所得税最高税率の31%への引き上げ、法人所得税最高税率の33%から34%への引き上げ、人的控除や高所得者向け租税優遇措置の縮小、ガソリン税、煙草税、酒税等の個別消費増税、そしてEITC拡充が行われたのである⁴⁾。

以上の取り組みは、表1が示す通り、1979年から1991年の間で、調整総所得10万ドル以上、特に20万ドル以上の富裕層に対する連邦所得税の実効税率を、他の所得階層以上に大幅に引き下げた。他方、レーガン・ブッシュ政権による以上の方策は、中間層の生活を圧迫すると懸念されていた。例えば、

表 1. 各所得階層における連邦実効税率の推移 (1979-1991 年)
(単位: %)

ドル							
\$10,000未満	8.2	7.3	7.1	8.3	8.6	7.9	8.1
\$10,000-20,000	11.2	11.3	11.2	12.6	12.0	11.6	11.5
\$20,000-30,000	16.2	16.9	15.9	16.8	16.0	16.1	16.1
\$30,000-40,000	19.3	19.8	18.3	18.8	18.6	18.5	18.5
\$40,000-50,000	21.2	21.9	20.1	20.2	20.2	20.7	20.5
\$50,000-75,000	23.0	24.0	21.9	22.2	21.9	22.3	22.4
\$75,000-100,000	24.3	25.7	23.1	23.4	23.8	24.0	24.1
\$100,000-150,000	26.2	27.2	24.0	24.1	25.1	25.0	25.3
\$150,000-200,000	29.8	28.5	24.3	24.3	26.6	26.0	26.6
\$200,000以上	36.2	31.4	26.7	25.8	29.5	28.3	28.6
全世帯	23.4	23.5	21.2	21.8	22.6	22.8	22.6

出所: Congressional Budget Office [2001] *Effective Federal Tax Rates, 1979-1997*, Washington, D.C.: Congressional Budget Office, 72, 98 より作成。

OBRA90は、形成外科手術・治療費用控除の廃止、医療費用補償目的で受領した保険金に対する課税強化を含み、中間層のステータスである矯正やホワイトニングの歯科医療費用、健康目的の形成外科手術費用負担を増加させると懸念されていた。そのため、OBRA90によって「傷つくのは（形成手術を受けることが：引用者注）長年の夢である」中間層や、「本当に悩んでいる事柄のためにやって来る多くの労働者階級の人々」とされていたのである⁵⁾。

この懸念の背景には、当時、中所得層であり労働者階級の人々と想定されていた中間層が、自らの生活が圧迫され、将来的にそれを維持できるかどうかという不安に直面している、「中間層の危機」があった。彼ら中間層は共通して、住宅の購入、大学教育費用の支弁、傷病への対応に不安を抱え、景気後退の影響を凌ぐための貯蓄や財産を小額しか持っていなかった。また、彼ら中間層は、傷病、貧困といった状況に自らの親族が直面した際、彼らの支援の要求に応えなければならな

かった。以上のことは、中間層の収入や貯蓄を圧迫し、彼ら自身の将来の生活や、中間層から転落する不安を強めていた。そのため、彼ら中間層は、「新しい車を運転し、典型的な中間層の住宅を所有し・・・豊かな市民の一人として階級付けされることに憤って」いた。そして彼らは、レーガン・ブッシュ政権の財政運営が、彼らの「生活の質に対してひどく影響を与えて」いると感じていたのである⁶⁾。

彼ら中間層は、苦しい生活にもかかわらず、州・地方財政を支える主な担い手ともなっていた。例えば、ニューヨーク、シカゴ、ロサンゼルスのような大都市には、全米各地から、貧困層や薬物中毒者、および非白人層の移民等が押し寄せ、貧困対策、治安維持、教育に対する財政需要が急増していた。この状況に対して、地方政府は、レーガン・ブッシュ政権による歳出削減の一環であった連邦補助金のブロック化と削減のため、増税、特に継続的な財産増税を通じて対応しなければならなかった。このことは、全米各地で、住宅を所

有する中間層の税負担の増加と財産減税の要求、及び彼らの都市から郊外への移住を引き起こしており、大都市においても「中間層の大移動」が発生することが懸念されていた。以上の状況は、貧困層や薬物中毒者、移民らの流出を生んだ地域の国民が公平な税負担をしていないこと、及び連邦政府の義務的・裁量的経費削減をもたらした「自己責任連邦主義(fend-for-yourself federalism)」の結果で、極めて不公平であると、大都市の中間層は考えていた。そして、以上の状況は全米の問題であり、教育、住宅、福祉、公共事業等の「連邦政府事業だけが、全ての人々が公平な負担を支払うということを保証できる」と考えられていたのである⁷⁾。

2. 1992年大統領選挙と「人々を第一に」

1991年半ば、アーカンソー州知事だったビル・クリントン(Bill Clinton)が1992年大統領選挙への出馬を決めたのは、以上の文脈においてだった。1991年5月以降、クリントンは、自身の政策綱領の作成にあたって、後の顧問となる様々な人物と面会し、助言を求めた。彼らとの会談を通じて、クリントンは、①教育、職業訓練、インフラ整備、研究開発、環境に対する「公共投資」、②低所得層救済と税負担を逃れている富裕層に対する増税、③支持獲得のための「中間層の危機」の利用、中間層や労働階級の価値観の強調、中間層減税の提案、④市民権やゲイの権利、学校での祈祷、中絶の権利といった「エリート主義の社会問題」から、家族の形成、良い勤め口、大学進学、住宅所有、医療保険購入、経済的安定を伴った退職といった、中間層が最も関心を持つ「経済大衆主義」的事柄へ、政策の焦点を移行させることが重要であると学んだ。その結果、クリントンの政策綱領の方針は、レーガン・ブッシュ政権によって「忘れられた中間層」の希望を取り戻すこととされたのである(Woodward [1994: 19ff.])。

1991年10月3日に大統領選挙への出馬を宣言して以降、クリントンの政策綱領は少し

ずつ具体化されていった。まず彼は、11月20日の演説で、中間層の生活に余裕を持たせるために、中間層の個人所得税率を10%引き下げる一方、年収20万ドル以上の層に「公平な負担」を要求する増税によって、その減収を相殺することを宣言した(Smith [1996])。1992年1月に発表された声明、「アメリカの将来のための計画」では、連邦高速道路事業と住宅・中小企業融資の拡大、大学ローンの提供と医療保険改革、中間層減税として子供一人あたり最大800ドルの児童税額控除が新たに追加された(Woodward [1994: 30f.])。1992年6月21日に発表された最終的な政策綱領、「人々を第一に」では、以上の方策に、①他の大統領候補が財政再建を掲げたことを理由とした、1997財政年度までで約3000億ドルの歳出削減、②企業費用控除や海外企業に対する課税強化等、法人向け租税優遇措置の廃止・縮小、③児童税額控除と税率引き下げの選択方式への中間層減税の変更、④EITCの適用範囲拡大、国内新規生産設備投資対象の投資税額控除、50%の中小企業・起業家向け長期投資費用除外、調査研究税額控除、⑤教育・訓練・福祉改革、及び国民医療皆保険の創設が追加された。以上の方策を通じて、高賃金の雇用創出、中間層の税負担軽減、教育と訓練を、「共和党が蔑ろにしてきた中間層」に提供することが、クリントン政権の政策の方針として掲げられたのである(Clinton and Gore [1992])。

3. 財政健全化の制約と中間層減税の中間層増税への置き換え

「人々を第一に」に含まれた中間層向けの政策は、クリントン当選後、大きく掘り崩されていった。1993年1月7日、クリントンの政策顧問の会合では、それぞれ行政管理予算局(OMB)局長と副局長に内定していた、レオン・パネッタ(Leon Panetta)、アリス・リヴリン(Alice Rivlin)によって、1997財政年度までの赤字の目標が約2250億ドルに設定されていた(Woodward [1994: 80ff.])。

ところが、1月13日の会合で、新たにホワイトハウスに創設された国家経済会議(NEC) 副局長ジーン・スパーリング(Gene Spearling)は、景気の動向を踏まえて予算の見積もりを修正すると、1997財政年度までの予算赤字は約500億ドル拡大すると報告した。NEC委員長ロバート・ルービン(Robert Rubin)、財務長官ロイド・ベンツェン(Lloyd Bentsen)、及びクリントンは、連邦準備制度理事会議長アラン・グリーンズパン(Alan Greenspan)と面会した際、財政赤字増加に伴う債務利払い費増加が金融の破局を招くため、「早め早めに手を打っていかねばならない」と勧告を受けていた。そのため、政権内での議論の結果、2月13日、中間層減税、医療保険改革、福祉改革の提案が見送られることとなったのである(Drew [1994: 57ff.] Woodward [1994: 94ff.])。

以上の議論の一方、政権内では、予算赤字削減と残された中間層向け政策の財源調達のための税制改正案の作成が進んでいた。その中心にいたベンツェンは、「人々を第一に」の増税措置に加え、法人所得税率引き上げ、煙草税及び酒税引き上げ、及び1ガロンあたり4セントのガソリン増税を提案していた。一方、副大統領アル・ゴア(Al Gore)は、環境汚染改善の公約実現と財源調達の双方を可能にする手段として、いくつかの「広い課税ベースを持つエネルギー課税(BBET)」を提案していた。そのうち、ルービン、ベンツェン、ゴアの三者は、あらゆる燃料による熱産出を英国熱量単位(BTU)で測定し、それに従って消費者と企業のエネルギー使用に課税するBTU税を好んでいた。彼らは、BTU税はエネルギー消費にのみ課税されるため、環境汚染抑制に加え、税収調達、貯蓄拡大、経済活性化のために最も望ましいと考えていた。また、ベンツェンとルービンは、BTU税の導入は、連邦段階の一般消費課税を実現するための布石となると考えていた⁹⁾。こうして最終的に、BTU税とガソリン増税が「人々を第一に」の税制改正案に加えられたのである(Drew [1994: 71ff.] Woodward [1994: 88ff.])。

1993年2月17日、クリントンが最終的に議会に送付した予算案は、短期的な「景気刺激策」、長期的な経済成長を目的とした「公共投資」、及び増税としての「税制改正」の組み合わせだった。「景気刺激策」には、高速道路建設、失業給付の延長、及び地域開発ブロック補助金の提供が、「公共投資」には、インフラ整備や技術開発、教育、職業訓練、就学前教育、児童養護、失業給付の延長、健康、薬物対策、犯罪対策への支出拡大が含まれていた。そして、これら直接支出を伴う事業は、「税制改正」に伴う増収によって賄われることとされていたのである⁹⁾。

この「税制改正」は、増税措置として、個人所得税の最高税率引き上げ(31%から36%)と課税所得25万ドル以上に対する10%の付加税率の適用、法人所得税率引き上げ(34%から36%)、個人・法人所得税に関する様々な租税優遇措置の縮小・廃止、相続税の最高税率引き上げ(53%から55%)、年収3万4000ドル以上の世帯の社会保障給付課税対象拡大(50%から85%)、消費者と企業のエネルギー使用100万BTU当たり25.7セントのBTU税と1ガロンあたり2.5セントのガソリン増税を含んでいた。一方、減税措置として、EITCの対象となる所得階層の拡大、7%の投資税額控除、5年間の新規発行株式利益50%キャピタルゲイン除去、法人に対する研究開発税額控除(1994年12月までの時限的措置)や特定雇用税額控除、低所得層向け住宅税額控除、自営業者向け医療保険費用控除(25%)、及び雇用者提供の教育補助に対する租税優遇措置が含まれていた。以上の税制改正案は、中間層減税の提案と低中所得層の税負担を増す措置が置き換えられていたものの、所得階層最上位1.2%を増税の対象とした、「より公平な租税システム」をもたらすとして提案されたのである¹⁰⁾。

4. OBRA93の決定過程

このクリントン政権の予算案は、議会内の

共和党から強い反発を受けた。元々、1月の上院公聴会で、パネッタは、大統領予算案の赤字削減策は、歳出削減と増税の割合を2対1にすると述べていた。しかし、実際に提出された予算案は、歳出削減1930億ドル、税制改正2800億ドルの組み合わせで、およそ1対1.5の割合となっていた。そのため、上院予算委員会(SBC)委員ピート・ドメニチ(Pete Domenici, Republican—New Mexico)や、下院予算委員会(HBC)委員ジョン・ケーシック(John Kasich, Republican—Ohio)は、増税の容認を議会に求める前に歳出削減の規模を拡大すべきであると、クリントン政権を批判していた。結果的に、4月1日に可決された予算決議案には、クリントン政権案に約500億ドルの歳出削減が追加された。この削減は、中間層向け事業だった、教育、職業訓練、医療、高速道路関連事業、児童の栄養摂取及び就学前教育のための裁量の経費削減によるものとされたのである¹³⁾。

予算調整法案の審議では、BTU税に対して厳しい批判が寄せられた。エネルギー生産者と配給業者は、各州の法律が、彼らの税負担を消費者に転嫁することを妨げる可能性、BTU税が雇用やアメリカ経済に与える影響、税収の増加分及び家計への負担を政権が低く見積もっていると批判していた。下院内国歳入委員会(CWM)の議員は、BTU税が自らの出身州の産業やエネルギー生産を妨げると批判していた¹²⁾。そのため、CWM案のBTU税には、農業用ディーゼル燃料やガソリン、アルミニウムや塩素等の生産目的の電力、北東部諸州における商業用暖房燃料に対する免税措置が導入された。ところが、上院財政委員会(SFC)の審議では、CWM案の免税措置の対象から外されたエネルギー産業及びそれを抱える州の議員が免税措置の追加を要求する一方、それら免税措置の効果や産業間での税負担の不公平性に対する批判が噴出した。結果的に、SFC案は、BTU税を廃案とし、1ガロンあたり4.3セントのガソリン増税に置き換えた。この変更によって、BTU税の導入によって期待された715億ドルの増収額は、242億ドルへと激減した。こ

の減収は、中小企業向け設備購入費用控除や研究開発税額控除の縮小、年収25万ドル以上に対する10%のキャピタルゲイン税率引き上げ、EITC拡充額の100億ドルの縮小、及び5年間で190億ドルのメディケア削減を中心とした義務的経費削減によって相殺されることとなったのである¹³⁾。

両院協議会を経て可決された最終的な税制改正案は、おおよそSFC案に沿った内容だった。個人所得増税、相続増税、社会保障給付課税の拡大は、おおよそクリントンの提案通り成立した。法人所得最高税率は35%に引き上げられた。BTU税は、上院案のガソリン増税に置き換えられ、これに煙草増税が追加された。また、法人向けに、雇用者提供教育補助の5250ドルまでの除外、被用者一人当たり2400ドルの特定職業税額控除、20%の研究開発税額控除が導入された。EITCの拡充幅は、クリントン政権案から約80億ドル縮小した。この税制改正は、富裕層や法人に対する増税を中心とした、5年間で2501億ドルの増税として決着した。しかし、BTU税のガソリン増税への置き換えと煙草増税、EITC拡充幅の縮小、同時に行われた景気刺激策や公共投資の縮小は、低所得層の受益を縮小することとなった¹⁴⁾。そして、表2が示すように、OBRA93に伴う増税は、表2が示すように、「人々を第一に」で増税の対象とされた20万ドル以上の所得階層のみならず、一部の低位所得層を除く中間層の税負担までも引き上げたのである¹⁵⁾。

5. 「アメリカとの契約」対「中間層の権利章典」

OBRA93成立以降、中間層や富裕層、共和党の間で、クリントン政権に対する批判は高まりを見せた。共和党過激派の急先鋒だったニュート・ギングリッチ(Newt Gingrich, Republican—Georgia)を中心として、共和党は、クリントンが中間層減税の公約を反故にし、ガソリン税や社会保障給付課税の引き

表 2. 1993 年包括予算調整法 (OBRA93) に伴う連邦税負担の変化

所得階層	連邦税負担の変化			課税後所得の 変化率 (%)	実効税率 (%)	
	ドル	%	変化全体に占 める割合 (%)		OBRA93以前	OBRA93以後
調整総所得						
\$10,000未満	-68	-14.9	-2.5	1.2	7.5	6.4
\$10,000-20,000	-86	-5.0	-3.9	0.6	11.5	10.9
\$20,000-30,000	-41	-1.0	-1.7	0.2	16.9	16.8
\$30,000-40,000	50	0.7	1.6	-0.2	19.8	19.9
\$40,000-50,000	105	1.1	2.7	-0.3	21.6	21.8
\$50,000-75,000	192	1.3	7.8	-0.4	23.4	23.7
\$75,000-100,000	312	1.4	5.6	-0.5	25.2	25.5
\$100,000-200,000	649	1.9	8.8	-0.7	26.1	26.6
\$200,000以上	23,521	17.4	81.3	-6.7	27.9	32.7
全世帯	382	3.8	100.0	-1.1	22.8	23.7

出所：Congressional Budget Office [1993] *The Economic and Budget Outlook: An Update*, Washington, D.C.: Congressional Budget Office, 32 より作成。

上げといった中間層増税を行ったことを批判していた (Steely [2000 : 257])。一方、アメリカ国民の3分の2は、OBRA93が自分の税負担を引き上げたと考えていた。特に中間層は、OBRA93は、クリントン政権が中間層減税の公約を反故にした結果であると考えていた¹⁶⁾。全米各地では、OBRA93の結果を受けて、反税運動が活発化していた。例えば、1986年に設立された「税制改正を求めるアメリカ国民」という団体は、1994年中間選挙の立候補者たちに、あらゆる増税措置に反対させ、「租税戦士」として彼らの名前を記録に残す「納税者を保護する誓約」への署名を誓願していた¹⁷⁾。その結果、この動きに賛同する候補者が、続々と署名を行っていた (Martin [2013 : 191f.])。さらに、1994年、クリントンが提案した医療保険改革と福祉改革は、議会共和党の圧力や、中間層に対する大増税を必要とする「大きな政府

の生み出す怪物」という民間保険会社やその他利害団体の喧伝により、廃案に追い込まれた (Skocpol [1997 : 133ff.])。そのため、ギャラップ調査におけるクリントンの支持率は、政権発足以降で最も低い43%に低下した (Morgan [2009 : 176ff.])。結果的に、1994年中間選挙で共和党が勝利し、両院で多数派を獲得することとなったのである。

多数派となった共和党の最優先事項は、「クリントン大統領の大きな政府、大きな課税、大きな支出の構造を終わらせる¹⁸⁾」ことだった。その方針は、下院議長となったギングリッチを中心に、共和党員が作成した政策綱領「アメリカとの契約 (以下、「契約」)」に示されていた。「契約」はまず、①均衡予算の提出を大統領に毎年度義務付け、②課税の水準に制限を課し、③増税に両院議員の5分の3の賛成を必要とする修正条項を合衆国憲法に加えることを掲げた。この憲法の修正を前提

とし、「契約」では、「アメリカンドリームを取り戻す法案」として、①年収20万ドル未満の世帯対象の、18歳未満の子供一人当たり500ドルの児童税額控除、②夫婦対象の、住宅購入、医療費支払い、大学進学費用向け租税優遇措置、③年間2000ドルの拠出金、退職後所得、主たる住宅の購入、高等教育、及び医療目的の引き出し金が非課税となる「アメリカンドリーム貯蓄勘定」の創設が提案された。「雇用創出及び賃金増進法案」では、キャピタルゲインの50%除外、主たる住宅の売却と交換に伴うキャピタルロス完全控除、インデクゼーションが提案されていた。以上の減税措置は、減税の対象となる所得階層の人々を中間層と捉え、生活必需品に加え、彼らが人生の一部として半ば「強要されて」いる住宅購入と高等教育の費用負担を軽減する「中間層減税」として提案されたのである(Gillespie and Schellhas [1994])。

この動きに対抗する形で、クリントンは、1994年12月15日、「中間層の権利章典(以下、「権利章典」)」を発表した。「権利章典」では、①年収12万ドル未満の世帯対象の高等教育費用控除(上限1万ドル)、②年収7万5000ドル未満の世帯対象の、13歳未満の子供一人当たり500ドルの還付付き児童税額控除、③年収10万ドル未満の全ての世帯に対する、個人退職勘定(IRA)への拠出金年間2000ドルの非課税、及び④IRAからの引き出し金の、高等教育、主たる住宅の購入、高額・長期医療目的の使用の容認を提案した。以上の税制改正と赤字削減のための財源は、エネルギー省、交通省、住宅都市開発省の60の事業を4つに縮小することで調達することとされた¹⁹⁾。「権利章典」は、「契約」と似た措置を多く含むものだった。しかし、「権利章典」は、「契約」と異なり、高所得層や富裕層向け租税優遇措置の拡大を含んでいなかった。そして、「権利章典」の捉える「中間層」の範囲は、年収7万5000未満から12万ドル未満の層と、「契約」のそれより狭く設定されていたのである²⁰⁾。

6. TRA97への政治的妥協と人々の二一 ズからの乖離

クリントンは、1995年2月6日、「権利章典」の内容を含んだ「1995年減税法案(TRA95)」を、5年間で630億ドルの減収をもたらす「中間層減税」として提案した。これに対し、議会共和党主導の下、11月17日に成立した税制改正案は7年間で2450億ドルの大減税であり、EITC、メディケア、メディケイド、福祉・育児事業関連ブロック補助金を中心とした、7年間で8940億ドルの歳出削減によって、その減収が相殺されることとされた²¹⁾。この結果に対し、12月6日、クリントンが拒否権を行使したことで、「契約」と「権利章典」を巡る税制改正論議は、1997年まで持ち越されることとなる²²⁾。

1997年2月6日、クリントンが改めて提案した税制改正案は、「権利章典」と同じ内容の児童税額控除、大学教育費用控除、IRAの非課税措置に加え、①調整総所得8万ドル未満の世帯を対象とした、高等教育開始後2年間限定の1500ドルの税額控除(HOPE奨学税額控除)、職業訓練費用控除、雇用主提供教育援助除外、②住宅売却キャピタルゲインのうち50万ドルの非課税、③長期福祉受給者を採用した雇用者対象の税額控除を含んでいた。その減収は、航空券税引き上げや石油課税強化等、合計420億ドルの個別消費税増税、その他法人向け租税優遇措置の廃止・縮小によって相殺されることとされ、総計5年間で約224億ドルの減税として提案された²³⁾。しかし、1997年6月5日、上下院が合意した1998財政年度予算決議案では、税制改正による減税規模は5年間で850億ドルだった。その内容は、「契約」で提案されていた、クリントン政権案より所得制限と対象年齢の寛容な児童税額控除、より大規模なキャピタルゲイン減税、大学教育費用控除、及び相続税減税を中心としたものだったのである²⁴⁾。

この予算決議案に従った予算調整法案審議の過程で、共和党と民主党、上院共和党と下院共和党は、税制改正案に関して二つの点を

巡って対立した。第一の論点は、所得税負担のない世帯に対して、児童税額控除を還付付きにするかどうかだった。クリントンと議会民主党は、児童税額控除を完全に還付可能な状態にすることを要求していた。上院共和党は、児童税額控除を部分的に還付付きに変更することを望んでいた。これに対し、下院共和党は、そのような措置は「直接的な福祉である」とみなし、この修正の提案を拒否していた。第二の論点は、富裕層と法人向け租税優遇措置だった。下院共和党は法人向けキャピタルゲイン税率と法人向けAMTの引き下げを求めている。しかし、民主党と上院の共和党穏健派は、これらの措置が財政赤字の爆発につながることを恐れ、否定的な姿勢を示していた。また、クリントンと議会民主党は、高所得層や富裕層に利益を与える減税の縮小を主張していたのである²⁵⁾。

ところが、6月19日、キャピタルゲイン減税や相続税減税が税制改正に含まれることは「合意のための代償である」と、クリントンは態度を翻し、議会民主党に妥協を促した。このクリントンの翻意の後、税制改正案は、6月26日に下院を、6月27日に上院を通過した。児童税額控除については、上下院案とも、単独納税申告で調整総所得7万5000ドル未満、夫婦合算申告で11万ドル未満の世帯の17歳未満の子供が満額受給の対象とされた。教育関連租税優遇措置については、下院案では、HOPE奨学税額控除に調整総所得4万ドルの上限が設けられた。一方、上院案では、IRA内に教育投資勘定を設け、第三期教育目的の引き出し金全額が非課税とされた。キャピタルゲイン課税については、下院案では、最低税率の10%への引き下げ、インデクゼーションの実施、法人キャピタルゲイン税の最高税率の35%から30%への引き下げが含まれ、上院案は最低税率の10%への引き下げのみを含んでいた。さらに、中小企業向けAMT廃止と個人のAMT免税措置拡大、相続税と贈与税については、下院案では、免税額の60万ドルから100万ドルへの引き上げ、及びインデクゼーションの実施が含まれていたが、上院案ではインデクゼーシ

ョンが除かれた。以上の措置の減収分は、下院案では航空券増税、上院案では航空券増税と煙草増税といった個別消費増税によって相殺されることとされたのである²⁶⁾。

最終的な妥協は、7月25日、議員と政権の経済政策顧問、クリントンによる会合で行われた。まず、議会共和党と政権側は、より小規模な上院案のキャピタルゲイン減税を採用することで合意した。一方、共和党が児童税額控除を還付付きにすることを認める代わりに、クリントンは議会案の所得制限を容認した。この児童税額控除の規模の拡大は、EITCの引き締めによって相殺されることとなった。また、クリントンは、自らの提案通りの教育関連租税優遇措置を共和党に認めさせる代わりに、共和党は上院案の相続税減税を勝ち取った。IRA租税優遇措置の拡充については、上院案が採用された。共和党は、中小企業向けの法人向けAMTの廃止を、個人向けAMT免税措置拡大を放棄することで獲得した。最後に、航空券増税を採用する代わりに、煙草増税が廃案とされた。加えて、メディケア、メディケイドといった事業の支出削減を中心としたBBA97によって、歳出削減についての妥協が図られた。こうして最終的に、8月5日、TRA97は成立することとなったのである。

この税制改正は、ERTA以来の大減税として成立した。表3が示す通り、TRA97は、児童税額控除と教育関連租税優遇措置を通じて大きな減収をもたらした。資産所得に対する減税、特に相続・贈与税優遇措置がそれに続いて利益を与えるものだった。この減収額は、いくつかの増税措置によって相殺されることとなっていた。そのうち、最も大きな増税措置は、消費税及び連邦失業給付税増税だった。加えて、EITC引き締めにより、労働者世帯への給付が削減された。表4の示す通り、この税制改正は、全中所得層の税負担を引き下げたが、中所得層、上位中所得層に対して、下位中所得層より多くの課税後所得の増加をもたらした。また、TRA97は、上位中所得層以上の高所得層や富裕層に、より大きな減税効果を与えた。そして、減収相殺措置とし

表3. 1997年納税者救済法の税収に与える効果の比較
単位：億ドル

	1997年納税者救済法	
	5年間で予想される 税収の変動	10年間で予想される税 収の変動
減税措置		
児童税額控除	-850.00	-1834.00
教育関連租税優遇措置	-394.83	-973.69
キャピタルゲイン減税	-1.23	-212.00
個人退職勘定関連租税優遇措置	-18.00	-202.00
その他所得控除の追加	-15.10	-65.21
法人向けAMT引き下げ	-81.88	-199.34
相続税関連租税優遇措置	-120.63	-672.49
時限的な租税優遇措置の延長	-30.87	-31.13
その他	-68.15	-92.48
増税措置		
個別消費税及び連邦失業給付税増税	411.16	895.07
個人所得税の簡素化措置	3.54	6.53
法人運営及び金融商品増税	38.76	64.82
内国歳入庁関連措置追加	14.16	19.52
EITC引き締め	4.30	13.31
その他	41.93	91.19
総計	-1066.84	-3191.90

出所：“Provisions of Tax-Cutting Plan,” *Congressional Quarterly Almanac* 105th Congress 1st Session, 1997, Chap. 2, 39-46に基づいて筆者作成。

てTRA97に含まれていた増税は、低所得層の税負担増加をもたらした²⁷⁾。中間層を受益者に定めた税制改正は、中間層、高所得層、富裕層への租税支出を、より苦しい経済状況に身を置く低所得層を犠牲にすることで提供したのである。

以上のTRA97の結果に対する評価は、各政策主体によって異なっていた。クリントン、議会共和党はいずれも、TRA97について合意に至ったことを双方にとっての勝利である

と評価していた。これに対して、租税政策の専門家や議会内リベラル派民主党員は、TRA97が、①提案時より大規模な減税として成立したこと、②非常に多くの租税優遇措置と増税措置を含む極めて複雑な内容が納税申告を複雑にすること、③調整総所得の最上位20%の階層、年収9万3222ドル以上に、減税の67.9%が帰着する逆再分配的性格を批判していたのである²⁸⁾。

TRA97の結果は、国民の求めるものを的

表4. 1997年納税者救済法（TRA97）による税負担の変化

所得階層	連邦税負担			課税後所得		実効税率 (%)	
	TRA97以前の平均 (ドル)	TRA97後の変化		TRA97以前の平均 (ドル)	TRA97後の 変化 (%)	TRA97以前	TRA97以後
		ドル	%				
調整総所得							
\$10,000未満	380	40	9.9	5,720	-0.6	6.2	6.8
\$10,000-20,000	1,400	30	2.3	13,400	-0.2	9.5	9.7
\$20,000-30,000	4,000	-70	-1.7	21,000	0.3	15.8	15.6
\$30,000-40,000	6,600	-210	-3.1	28,200	0.7	19.0	18.5
\$40,000-50,000	9,600	-300	-3.2	35,100	0.9	21.5	20.8
\$50,000-75,000	14,400	-440	-3.0	47,000	0.9	23.4	22.7
\$75,000-100,000	21,700	-640	-2.9	64,100	1.0	25.3	24.5
\$100,000-200,000	35,200	-820	-2.3	95,000	0.9	27.0	26.4
\$200,000以上	166,100	-4,080	-2.5	317,000	1.3	34.4	33.5
全世界帯	12,400	-310	-2.5	38,300	0.8	24.4	23.8

出所：Congressional Budget Office [2000] *An Economic Analysis of the Taxpayer Relief Act of 1997*, Washington, D.C.: Congressional Budget Office, 65 より作成。

確に捉えたものではなかった。表5は、ピュー研究所（Pew Research Center）が1998年1月23日に発表した世論調査の結果である。「クリントン政権は予算黒字を何に充てるべきか」という質問については、連邦債務の利払い費（22.5%）、減税（10.3%）という回答の少なさに対して、医療や教育及び環境といった社会支出（30.8%）、社会保障の充実（34.3%）という回答の方が多かった。「クリントン政権が優先すべき事項」については、年齢層に関係なく、50%から80%以上の人々が教育、犯罪対策、社会保障、医療、貧困対策、雇用環境の充実を求めている。しかし、全ての世代で、キャピタルゲイン減税を求める声は最も小さかった²⁹⁾。TRA97成立後、人々は、連邦予算黒字が、クリントンが1992年大統領選挙時に強調していた事業に充てられることを望んでいた。この事実は、それまでのクリントン政権、議会内共和党、民主党が妥協の末実現した「中間層減税」が、人々のニーズと乖離していたことを示しているのである。

終わりに

最後に、本稿の論点に即して結論を述べておきたい。第一の論点は、なぜ中高所得層からの反発が容易に予想される形でOBRA93が実施され、租税支出を拡大するTRA97へと至ったのかという点だった。1992年時点でクリントン陣営は、富裕層・法人増税、教育税額控除や児童税額控除、EITCの適用範囲拡大を組み合わせた税制改正、歳出の側面では、教育の充実や福祉・医療保険改革を考案していた。しかし、この中間層を受益者とした政策案が、中間層と富裕層の負担を増す「中間層志向の予算案から乖離した」結果がOBRA93だった。そのことは、中間層の反発や租税反乱、共和党が議会多数派となる状況をもたらした。1994年、共和党の作成した「契約」は、均衡予算の達成と、児童税額控除、高等教育、医療、住宅関連租税支出、キャピタルゲイン優遇税制を中心とした、彼らの捉える「中間層」を受益者とする減税を

表5. ピュー研究所「クリントン政権に求めるもの」に関する世論調査の回答(1998年1月23日)

	18-29歳	30-49歳	50-64歳	65歳以上	全年齢平均
予算黒字を何に充てるべきか(%)					
減税	13	13	9	6	10.3
連邦債務償還	14	22	27	27	22.5
社会支出	57	34	17	15	30.8
社会保障の充実	15	31	45	46	34.3
わからない	1	*	2	6	2.3
	100	100	100	100	100.0
政権が優先すべき事項(%)					
教育	79	82	74	76	77.8
犯罪	66	70	76	76	72.0
社会保障	60	66	80	84	72.5
メディケア	54	56	75	82	66.8
医療	60	63	64	62	62.3
貧困対策	57	57	58	58	57.5
児童のいる家庭への支援	61	58	48	46	53.3
雇用環境	50	56	56	56	54.5
連邦所得減税	46	58	60	48	53.0
環境	58	56	47	46	51.8
道徳の崩壊	42	42	52	60	49.0
連邦債務	42	47	48	48	46.3
人種間の緊張	38	41	37	45	40.3
選挙資金	16	30	38	54	34.5
キャピタルゲイン減税	22	25	30	24	25.3

出所：Pew Research Center, "Spending Favored Over Tax Cuts or Debt Reduction: Education, Crime, Social Security Top National Priorities," January 23, 1998 に基づいて筆者作成 (<http://www.people-press.org>).

掲げていた。これに対抗する形で、クリントン政権が提案したのは、ほぼ同じ内容の租税支出を、キャピタルゲイン減税などの資産優遇税制を含まず、「契約」より狭い対象に提供する「中間層減税」だった。TRA97の成

立過程では、クリントン政権と議会共和党の間で、さらなる租税支出の追加、個別消費税を中心とした増税措置による減収相殺、当初政権側が特に反対していたキャピタルゲイン減税や相続減税の容認といった形で、妥協

が重ねられた。その結果成立した TRA97 は、議会共和党とクリントン政権、双方の要望を取り入れた「中間層減税」として成立する一方、逆再分配的な性格を持ち、低所得層の租税負担増加と BBA97 による社会保障と福祉抑制によって減収が相殺される形で成立した。以上の一連の過程は、極めて曖昧な「中間層」という受益者の支持獲得を試みる「経済大衆主義」の方向性を突き進んだクリントン政権、民主党、共和党の間での、「課税を巡る政治」の所産に過ぎないと人々に見なされていたのである。

第二の論点は、今日のアメリカ財政の特質とアメリカ社会の状況、各税制改正の結果との関連から見た、当該期の税制改正の評価であった。1992 年大統領選挙時の減税と直接給付拡大の財源を富裕層増税で賄う「中間層志向の公約」は、OBRA93 成立過程を経て、直接給付拡充幅の縮小、低所得層減税と中間層・富裕層増税の組み合わせへと姿を変えた。1994 年中間選挙で共和党に敗北を喫した後、クリントン政権の財政運営の方針は、議会共和党と同様、歳出抑制と租税支出を提供する中間層減税へとシフトした。この二つの税制改正は、共通して、減収分を歳出抑制か個別消費増税を中心とした増税措置で相殺する方針が採られた。しかし、その結果成立した TRA97 が、教育、医療、児童のいる家庭への支援といった分野の需要を満たしているとは、当時の人々は認識していなかった。そして、今日、租税支出はアメリカ連邦財政の財源調達能力を掘り崩し、連邦財政の機能不全をもたらした。政府と財政に対する人々の信頼を損ない、中間層の苦しい状況に対応することができないでいると評価されている。以上の点を勘案すれば、1992 年大統領選挙から TRA97 成立までの過程は、中間層の支持調達を目的とした政策立案が、連邦財政を麻痺させ、連邦政府や連邦財政に対する人々の信頼を掘り崩し、「水没した国家」を形成する政策へと帰結した過程だったと評価することができるだろう。

その後、1998 年にクリントン政権が予算均衡を達成したことは、共和党による、予算

余剰を代替財源とする減税の要求を強めることとなった。その要求は、ジョージ・ブッシュ (George W. Bush) 政権期において、2001 年以降 5 度にわたって行われ、連邦政府の税収調達能力を著しく弱体化させた減税の実施につながった (Hacker and Pierson [2005])。また、同時期の国防費の急増は、その後の連邦財政赤字の爆発をもたらした。その際行われたのは、エンタイトルメント支出の削減と、州・地方政府に対する無財源マンドイトの増加だった (Morgan and Davies [2008])。しかし、2005 年 8 月に発生したハリケーン・カトリーナによる災害は、連邦政府が財政を通じて対応することが困難な状況を人々に知らしめる一方、租税支出の提供が被害を受けた人々に何ももたらさず、自分で自分の必要を充足しなければならないアメリカ社会の姿を照らし出した (Katz [2008 : 361ff.])。そのことは、ブッシュ政権に対する国民の信頼の低下につながった。クリントン政権期の税制改正のような租税支出の提供を政府による分配と捉えるアメリカ福祉国家財政のあり方は、連邦政府の財源調達能力を掘り崩し、小規模かつ細分化された給付の体系につながった。そして、アメリカにおける、財政を通じた社会統合機能を著しく弱体化させることにつながったのである。

*本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業（基盤研究 (B) 課題番号 16H03576) の助成を受けた、研究成果の一部である。

**本稿は、日本財政学会第 75 回大会の報告論文を修正・加筆したものである。報告に対しては、座長の赤石孝次先生 (長崎大学)、討論者の岡本英男先生 (東京経済大学)、佐々木伯朗先生 (東北大学) より貴重なコメントを頂戴した。また、査読者の先生方からも、非常に有益なコメントを頂戴した。ここに記して謝意を表したい。なお、本稿における誤りは、全て筆者の責に帰するものである。

注

1) 例えば、アメリカだけを取り扱ったものとし

- て、Krueger [2012] では中位所得の50-150%、Pew Research Center [2015] では中位世帯所得の67-200%と、国際比較研究においても、Atkinson and Brandolini [2011] では中位所得の75-167%、OECD [2019] では75-200%と、中所得層とされる範囲にはかなりのばらつきがある。従って、本稿ではOECD [2019] の定義を採用するが、それはあくまで暫定的なものである。
- 2) このことは、当時の各政策主体が同様の基準に従って中間層を定義していたことを意味するものではないことに注意されたい。
 - 3) レーガン政権期の税制改正についてはBrownlee [2016] Steuerle [2008] を、インフレ抑制や双子の赤字といったレーガン政権期の政治経済的課題と政策運営の関係についてはStein [1994] を参照されたい。また近年、Brownlee [2015] Thorndike [2015] において、レーガン政権期からブッシュ政権期への財政健全化の取り組みの継続性が指摘されている。
 - 4) "Budget Adopted after Long Battle," and "Deficit-Reduction Bill Has 'New Taxes'," *Congressional Quarterly Almanac 1990, 101st Congress, 2nd Session*, Washington, D.C.: Congressional Quarterly, Inc., Chapter 3.
 - 5) Alison Leigh Cowan, "A Case for No New Tummies: The Tax on Cosmetic Surgery," *The New York Times*, November 17, 1990, 29.
 - 6) Isabel Wilkerson, "Middle-Class Blacks Try to Grip a Ladder White Lending a Hand," *The New York Times*, November 26, 1990, A1; Barbara Warsaw, "Long Island Opinion: The Middle Class Is Under Siege and Can't Assist," *The New York Times*, August 5, 1990, L.I.14.
 - 7) "Survey of 50 Cities Finds 36 Raised Taxes," *The New York Times*, January 27, 1991, 21; "America's Duty to New York: Fighting for Fairness: I," *The New York Times*, January 6, 1991, 113; Larry Carson, "Northeast Notebook: Baltimore; Tax Revolts Worry Officials," *The New York Times*, December 16, 1990, 11; Barbara Warsaw, "Long Island Opinion: The Middle Class Is Under Siege and Can't Assist," *The New York Times*, August 5, 1990, L.I.14; Sam Roberts, "Assessing a Poll: Hints of Flight by Middle Class?" *The New York Times*, June 28, 1990, B1.
 - 8) Robert E. Rubin to the President, "Energy Tax Decision Memorandum," February 5, 1993, History of the National Economic Council and Clinton Administration History Project, "NEC-Deficit Reduction Plan of 1993 [1]," *Clinton Digital Library*, accessed April 17, 2018, <http://clinton.presidentiallibraries.us/items/show/4810>.
 - 9) "Clinton Throws Down the Gauntlet," *Congressional Quarterly Almanac 103th Congress, 1st Session, 1993*, 85-86.
 - 10) William J. Clinton, "Address Before a Joint Session of Congress on Administration Goals," February 17, 1993, online by Gerhard Peters and John T. Woolley, *The American Presidency Project* (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=47232>); William J. Clinton, "Address to the Nation on the Economic Program," February 15, 1993, online by Gerhard Peters and John T. Woolley, *The American Presidency Project* (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=47155>).
 - 11) "Budget Resolution Embraces Clinton Plan," *Congressional Quarterly Almanac, 103th Congress 1st Session, 1993*, 102-107.
 - 12) David S. Cloud, "Clinton's Energy Tax Plan Hit by Blast of Cold Air," *Congressional Quarterly Weekly Report*, February 27, 1993, 450-451.
 - 13) David S. Cloud, "Clinton Revises Energy Tax in Bid for Support," *Congressional Quarterly Weekly Report*, April 10, 1993, 114-124, 910-912.
 - 14) "1993 Budget-Reconciliation Act," *Congressional Quarterly Almanac, 103th Congress 1st Session, 1993*, 124-139.
 - 15) 1993年の中位所得は3万1241ドルであり、下位中所得層は2万3430.75-3万1241ドル、

- 中所得層は3万1241.4万6861.5ドル、上位中所得層は4万6861.5-6万2482ドルだった(U.S. Census Bureau, *Historical Income Tables: Households*, Table H-9).
- 16) Michael Kinsley, "Money Talks," *The New Republic*, November 27, 1994.
- 17) 同団体が提出を求める誓約書を参照せよ (<https://s3.amazonaws.com/atrfiles/files/files/Federal%20Pledge.pdf>).
- 18) Michael Kinsley, "Money Talks," *The New Republic*, November 27, 1994.
- 19) William J. Clinton, "Address to the Nation on the Middle Class Bill of Rights," December 15, 1994, online by Gerhard Peters and John T. Woolley, *The American Presidency Project* (<http://www.presidency.ucsb.edu/ws/?pid=49591>).
- 20) Office of the Press Secretary, "Fact Sheet: The Middle-Class Bill of Rights Tax Relief Act of 1995," February 13, 1995, Folder #15: Taxation, Box #16, OA/ID 8693, Press Office Subject Files, Clinton Presidential Records, William J. Clinton Library.
- 21) "Tax Plan Falls with Budget Package," *Congressional Quarterly Almanac 104th Congress 1st Session, 1995*, Chap. 2, 66-73.
- 22) "No Winners in Budget Showdown," *Congressional Quarterly Almanac 104th Congress 1st Session, 1995*, Chap. 2, 44-63.
- 23) "The President's Tax Proposals," *Congressional Quarterly Almanac 105th Congress 1st Session, 1997*, Chap. 2, 6.
- 24) "Pact Aims to Erase Deficit by 2002," *Congressional Quarterly Almanac 105th Congress 1st Session, 1997*, Chap. 2, 18-19.
- 25) "Reconciliation Package: Tax Cuts," *Congressional Quarterly Almanac 105th Congress 1st Session, 1997*, Chap. 2, 35.
- 26) *Ibid.*, 32-36.
- 27) 1997年における世帯中位所得は3万7005ドルで、下位中所得層は2万7753.75-3万7005ドル、中所得層は3万7005.5-5万5507.5ドル、上位中所得層は5万5507.5-7万4010ドルだった(U.S. Census Bureau, *Historical Income Tables: Households*, Table H-9).
- 28) "Reconciliation Package: Tax Cuts," *Congressional Quarterly Almanac 105th Congress 1st Session, 1997*, Chap. 2, 30, 32-34, 38.
- 29) Pew Research Center, "Spending Favored Over Tax Cuts or Debt Reduction: Education, Crime, Social Security Top National Priorities," January 23, 1998 (<http://www.people-press.org>).

参考文献

- Atkinson, A. B. and Andrea Brandolini [2011] "On the Identification of the 'Middle Class'," *Society for the Study of Economic Inequality Working Paper Series*, ECINEQ WP 2011-217.
- Bartlett, B. [2012] *The Benefit and the Burden: Tax Reform—Why We Need It and What It Will Take*, New York: Simon & Schuster.
- Brownlee, W. E. [2015] "Long-Run Fiscal Consolidations in the United States: The History at the Federal Level," in ed. Eisaku Ide and Gene Park, *Deficits and Debt in Industrialized Democracies*, New York: Routledge, 171-198.
- Brownlee, W. E. [2016] *Federal Taxation in America: A History*, New York: Cambridge University Press.
- Cashell, B. W. [2007] "Who Are the 'Middle Class'?" *CRS Report for Congress*, Washington, D.C.: Congressional Research Service.
- Clinton, B. and Al Gore [1992] *Putting People First: How We Can All Change America*, New York: Times Books.
- Drew, E. [1994] *On the Edge: The Clinton Presidency*, New York: Simon & Schuster.
- Gillespie, E. and Bob Schellhas [1994] *Contract with America: The Bold Plan by Rep. Newt Gingrich, Rep. Dick Armey and the House Republicans to Change the Nation*, New York: Times Books.
- Hacker, J. S. and Paul Pierson [2005] *Off*

- Center: The Republican Revolution and the Erosion of American Democracy*, New Haven: Yale University Press.
- Howard, C. [1997] *The Hidden Welfare State: Tax Expenditures and Social Policy in the United States*, Princeton: Princeton University Press.
- Ippolito, D. S. [2012] *Deficits, Debt, and the New Politics of Tax Policy*, New York: Cambridge University Press.
- Katz, Michael B. [2008] *The Price of Citizenship: Redefining the American Welfare State, Updated Edition*, Philadelphia: The University of Pennsylvania Press.
- Krueger, A. B. [2012] "The Rise and Consequences of Inequality in the United States" (<http://obamawhitehouse.archives.gov/blog/2012/01/12/chairman-alan-krueger-discusses-rise-and-consequences-inequality-center-american-pro>).
- Leicht, K. T. and Scott T. Fitzgerald [2014] *Middle Class Meltdown in America: Causes, Consequences, and Remedies*, Second Edition, New York: Routledge.
- Martin, I. W. [2013] *Rich People's Movements: Grassroots Campaigns to Untax the One Percent*, Oxford: Oxford University Press.
- McCabe, J. T. [2018] *The Fiscalization of Social Policy: How Taxpayers Trumped Children in the Fight Against Child Poverty*, New York: Oxford University Press.
- Mettler, S. [2011] *The Submerged State: How Invisible Government Policies Undermine American Democracy*, Chicago: The University of Chicago Press.
- Mettler, S. [2018] *The Government-Citizen Disconnected*, New York: Russell Sage Foundation.
- Morgan, I. and Philip J. Davies [2008] *The Federal Nation: Perspectives on American Federalism*, New York: Palgrave Macmillan.
- Morgan, I. [2009] *The Age of Deficits: Presidents and Unbalanced Budgets from Jimmy Carter to George W. Bush*, Lawrence: The University Press of Kansas.
- OECD [2019] *Under Pressure: The Squeezed Middle Class*, Paris: OECD Publishing.
- Pew Research Center [2015] *The American Middle Class Is Losing Ground: No Longer the Majority and Falling behind Financially*, Pew Research Center.
- Putnam, R. D. [2015] *Our Kids: The American Dream Crisis*, New York: Simon and Schuster.
- Skocpol, T. [1997] *Boomerang: Health Care Reform and the Turn against Government*, New York: W. W. Norton & Company.
- Smith, S. A. [1996] *Preface to the Presidency: Selected Speeches of Bill Clinton, 1974-1992*, Fayetteville: University of Arkansas Press.
- Steely, M. [2000] *The Gentleman from Georgia: The Biography of Newt Gingrich*, Macon, GA: Mercer University Press.
- Stein, H. [1994] *Presidential Economics: The Making of Economic Policy from Roosevelt to Clinton, Third Revised Edition*, Washington, D.C.: American Enterprise Institute for Public Policy Research.
- Steuerle, C. E. [2008] *Contemporary U.S. Tax Policy, Second Edition*, Washington, D.C.: The Urban Institute Press.
- Thorndike, J. [2015] "Politics, Fiscal Performance, and External Sources of Budget Discipline in the United States, 1970-2013," in ed. Eisaku Ide and Gene Park, *Deficits and Debt in Industrialized Democracies*, New York: Routledge.
- Williamson, V. S. [2018] *Read My Lips: Why Americans Are Proud to Pay Taxes*, Princeton: Princeton University Press.
- Woodward, B. [1994] *The Agenda: Inside the Clinton White House*, New York: Simon & Schuster.
- 片山信子 [2003] 「米国の財政再建と議会予算局(CBO)の役割」『レファレンス』12月号, 13-29.
- 河音琢郎 [2006] 『アメリカの財政再建と予算過程』

日本経済評論社.
待鳥聡史 [2003] 『財政再建と民主主義——アメリカ連邦議会の予算編成改革分析——』 有斐閣.
吉弘憲介 [2013] 「付加価値税なき国, アメリカの増税政策——租税の公平性を中心に——」 井

手英策編著 『危機と再編の比較財政史』 ミネルヴァ書房, 321-340.
渡瀬義男 [2012] 『アメリカの財政民主主義』 日本経済評論社.